

カルテ開示について

当院におきましては、医療従事者と患者様とが診療情報を共有し、相互の信頼関係を深め、インフォームドコンセントの理念に基づいた質の高い医療を実現することを目的とし、厚生労働省「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」の答申した『診療情報の提供等に関するガイドライン』に則り、カルテ開示を行います。

1. カルテ開示を求めることのできる方

申請者	必要書類
患者様本人（未成年） 親族およびそれに準ずる生計同一の方	診療記録等開示請求書 + 申請者確認書類
患者様本人（成年）判断能力のある場合	診療記録等開示請求書 + 申請者確認書類
患者様本人（成年）判断能力困難な場合 ※ 法定代理人	診療記録等開示請求書+申請者確認書類 患者様と申請者の関係がわかる書類

※ 法定代理人とは成年後見人、保佐人、診療契約に関する代理権が付与された任意後見人

2. 患者様ご本人が死亡された場合の特例

診療の開示は、原則として患者様ご本人に対して行うものですが、患者様ご本人が不幸にも入院中に急逝された場合など、生前にご本人が意思表示できなかった場合で、ご遺族から開示申請があった場合は、ご遺族との信頼関係確保の観点から、主治医が必要と認め、当院の診療記録管理委員会に諮り、審議の上開示を行うこととなります。

3. 開示請求の方法

- ① 開示請求者（申立人）は、別紙“診療情報開示申請書”に記載の上、病院に提出して頂きます。
この際に開示を希望する診療記録の種類及び開示方法（要約書交付・写し）も併せて明記していただきます。
- ② 開示請求者であることの証明として、必要書類の提出をお願いします。
- ③ 申出を受けてから、原則14日以内に開示の可否について決定し、開示請求者に通知致します。

4. 申出の内容

- ① 診療情報の種類（放射線写真、処方内容、検査結果記録等）の閲覧、説明
- ② 診療記録の複写
- ③ 診療記録の要約

5. カルテ開示ができない場合

診療記録の開示につきましては、開示請求に応じられない事もありますので、予めご承知おき下さい。

6. 開示に伴う費用

診療記録等の開示に伴い、複写代実費を徴収させていただきます。

料金 ・コピー代 1枚 20円 ・手数料 1,100円

その他、診療に関することや不明な点がございましたら、お気軽に1階窓口へお尋ね下さい。

沖縄南部療育医療センター

098-832-3283（代表）

098-996-2011（受付）